**第二十条**　自衛隊法の一部を次のように改正する。

第百十五条の二十六中「第十七条の二第一項」を「第十一条第一項第一号」に、「同項」を「同法第十七条の二」に改める。

（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正）

**第二十一条**　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第百条第三項中「第三十三条の二並びに第三十三条の三」を「第三十三条の三並びに第三十三条の四」に改め、同項の表第三十三条の二第一号の項中「第三十三条の二第一号」を「第三十三条の三第一号」に改め、同表第三十三条の二第二号の項中「第三十三条の二第二号」を「第三十三条の三第二号」に改め、同表第三十三条の二第三号の項中「第三十三条の二第三号」を「第三十三条の三第三号」に改める。

第百一条第二項中「第三十一条の二並びに第三十一条の三」を「第三十一条の三並びに第三十一条の四」に改め、同項の表第三十一条の二第一号の項中「第三十一条の二第一号」を「第三十一条の三第一号」に改め、同表第三十一条の二第二号の項中「第三十一条の二第二号」を「第三十一条の三第二号」に改め、同表第三十一条の二第三号の項中「第三十一条の二第三号」を「第三十一条の三第三号」に改める。

（外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律の一部改正）

**第二十二条**　外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「の間」の下に「若しくは重度傷病者が臨床修練病院等に到着し当該臨床修練病院等に入院するまでの間（当該重度傷病者が入院しない場合は、臨床修練病院等に到着し当該臨床修練病院等に滞在している間）」を加える。

第十六条第十項中「以下この項」の下に「及び次項」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「あるのは「臨床修練病院等」と」の下に「、同条第三項中「病院又は診療所」とあるのは「臨床修練病院等」と」を加える。

第二十四条第六号中「第四十四条」を「第四十四条第一項又は第二項」に改める。

（武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律の一部改正）

**第二十三条**　武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第三項中「第二条第二項及び」を「第二条第二項、第三十七条第一項及び」に改める。

（独立行政法人地域医療機能推進機構法の一部改正）

**第二十四条**　独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「ホ」を「ヘ」に改める。

（地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の一部改正）

**第二十五条**　地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第七条のうち地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律目次の改正規定中「第三章　特定民間施設の整備（第十二条―第二十二条）」を「第二章の二　再編計画の認定（第十二条の二―第十二条の十）　第三章　特定民間施設の整備（第十三条―第二十三条）」に、「第四章　特定民間施設の整備（第十三条―第二十三条）」を「第三章　特定民間施設の整備（第十三条―第二十三条）」に改める。

第七条のうち地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第三十五条第一項の改正規定中「第三十五条第一項中」の下に「「第十一条の七」を「第十二条の七」に、」を加える。

第七条のうち地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第十六条を同法第十七条とし、同法第十二条から第十五条までを一条ずつ繰り下げる改正規定の次に次のように加える。

第三章を第四章とする。

第二章の二中第十一条の十を第十二条の十とし、第十一条の九を第十二条の九とする。

第十一条の八第一項中「第十一条の三各号」を「第十二条の三各号」に改め、同条第二項中「第十一条の四及び第十一条の五」を「第十二条の四及び第十二条の五」に改め、同条を第十二条の八とする。

第十一条の七を第十二条の七とする。

第十一条の六第三項中「第十一条の二第三項」を「第十二条の二第三項」に改め、同条を第十二条の六とする。

第十一条の五を第十二条の五とし、第十一条の四を第十二条の四とし、第十一条の三を第十二条の三とし、第十一条の二を第十二条の二とする。

第七条のうち地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第三章を同法第四章とし、同法第二章の次に一章を加える改正規定中「第三章を第四章」を「第二章の二を第三章の二」に改める。

第七条のうち地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律附則第一条の二第一項の改正規定中「附則第一条の二第一項」を「附則第一条の三第一項」に改め、同条第二項の改正規定中「附則第一条の二第一項各号」を「附則第一条の三第一項各号」に、「附則第一条の二第一項の」を「附則第一条の三第一項の」に改める。

（調整規定）

**第二十六条**　附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日が地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後である場合には、第十三条のうち地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律附則第一条の二第二項の改正規定中「附則第一条の二第一項各号」とあるのは「附則第一条の三第一項各号」と、「附則第一条の二第一項」とあるのは「附則第一条の三第一項」とし、前条の規定（地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律第七条のうち地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律附則第一条の二第一項及び第二項の改正規定の改正規定に限る。）は、適用しない。

（防衛省設置法の一部改正）

**第二十七条**　防衛省設置法の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「第十一条」を「第十一条第一項」に、「同条第一号に該当する」を「学校教育法に基づく大学において、医学の正規の課程を修めて卒業した」に改める。

内閣総理大臣　菅　義偉
厚生労働大臣　田村　憲久
防衛大臣　岸　信夫